

全国農業会等清算事務費に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十五年四月十九日

岡村文四郎

参議院議長 佐藤 尚武殿

全国農業者等清算事務費に関する質問主意書

本件については去る三月二十二日附の答弁書を受領せるも、その答弁内容は極めて不充分であるから、次の点に關し再び政府の明確な答弁を要求するものである。

即ち、政府は農林中央金庫が自発的に全国農業者等の清算費を負担しているというが、それは全く事實に反する。農業者中央金庫がこの清算に従事することになったのは、政府の命令によつたものであつて決して農林中央金庫の希望によつたものではないのである。

従つて農林中央金庫に、この清算費の一部を負担させるのは妥当の措置ではない、のみならず農林中央金庫が負担するということは、結局殆んど農民がこれを負担するということも過言ではない実情である。

又清算経費は清算法人自体においてこれを負担するのが建前であることは、政府の答弁の通りと考へるが、農業者の解散は、終戦後の特殊事情によるのであつて普通の場合に於ける法人の解散とは異なるのである。かかる事情を考慮するならば、政府は清算経費を支弁する必要があるとは認められないなどと言ひ得ないのであるから、金融機関再建整備法において政府補償を行つたように、この場合においても政府補償を行うのが当然と考へる。政府は補償する意思はないか。

右質問する。